

福井市社会福祉協議会では、サービス利用者からの苦情に適切に対応していくため、事務局、各児童館に苦情受付担当者を置き、苦情の解決に努めています。
また、苦情の解決にあたり中立・公正な立場から助言を行なう第三者委員を設けております。

苦情受付担当者

総務企画課 鰐淵 弥生

地域福祉課 真柄 礼子

相談支援課 藤田 かおり

電話 0776-26-1853

※各児童館は、館長が苦情を受付いたします。児童クラブは、クラブ長が受付いたします。

第三者委員

中尾 亨（司法書士）

泰圓澄 一法（社会福祉士）

粟原 知子（学識経験者）

苦情解決責任者

小柏 博英（事務局長） 電話 0776-26-1853

1. 苦情の受付方法は次のとおりです

面接、電話、書面などにより、苦情受付担当者が受付をします。

苦情受付担当者は、受け付けた要望や苦情内容を、苦情解決責任者に報告します。

また、申出人が了解した場合は、第三者委員に報告し、第三者委員は申出人に報告を受けた内容をお知らせします。本会に言いにくいという方は、直接第三者委員に申し出ることもできます。

2. 苦情解決の方法は次のとおりです

苦情解決責任者が、申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。

また、希望する場合は第三者委員に助言を求めたり、苦情解決責任者との話し合いに立会いを求めることができます。

3. 本会で解決できない苦情は、福井県社会福祉協議会内の運営適正化委員会窓口に申し立てることができます。

福井県運営適正化委員会 電話 0776-24-2437

4. 要望・苦情の受付時間月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までご利用できます。
（祝日、年末年始は除く）